

サービス付き高齢者向け住宅の届出等について

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という）の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えるために、登録後の適正な管理・運営が必要不可欠です。管理・運営上、必要となる届出等を下記のようにまとめますので、適宜必要な手続きを行ってください。

変更の届出（高齢者住まい法第9条）

- ・登録事項の変更があったとき（添付書類の記載事項変更も含む）
- ・登録時に提出されたサービスに係る契約書や重要事項説明書に変更があったとき
- ・住宅の間取りや構造等の変更があったとき

※変更があった日から 30日以内に届出が必要です

地位の承継の届出（高齢者住まい法第11条）

- ・登録事業を譲渡したとき
例）譲渡、相続、合併、分割

※変更があった日から 30日以内に届出が必要です

※事前相談が必要です

廃止の届出（高齢者住まい法第12条）

- ・登録事業を廃止しようとするとき
- ・登録事業者である法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散しようとするとき

※廃止・解散しようとする日の 30日前までに届出が必要です

※事前相談が必要です

更新申請（高齢者住まい法第5条第2項）

登録の有効期間は登録された日から 5年間です

サービス付き高齢者向け住宅事業を継続する場合、有効期間満了の日（登録された日から5年目の、登録日に対応する日の前日）までに更新申請の提出が必要です

更新申請書類は、新規登録申請と同様の書類が必要となります

※更新を行わない場合は、5年の有効期間の経過により、登録の効力を失います

※有効期間満了の日の概ね3カ月前には更新申請の書類を提出してください

定期報告（高齢者住まい法第24条、事務取扱要綱第14条第1項(1)）

・毎年3月末日現在における登録事業の状況について当該年の4月末日までに定期報告書にて報告が必要です

※毎年度末に市から送付する様式にご記入の上、期限内に提出してください

事故報告（高齢者住まい法第24条、事務取扱要綱第14条第1項(2)）

・住宅内において事故または災害が発生した場合、直ちに要綱に定めている様式で報告が必要です
例) ・火災、地震・台風等の天災による被害

・入居者の事故による死亡等

・その他重要な事故等

※有料老人ホームに該当する場合は、長寿福祉課への報告も必要です

立入検査（高齢者住まい法第24条、事務取扱要綱第15条）

サービス付き高齢者向け住宅の適正な管理・運営がなされているか確認を行うために福島市が立入検査を行う場合があります

立入検査は、住宅の供用開始後概ね1年以内実施し、以後必要に応じて随時実施を行います

～現地確認事項～

職員へのヒアリング、入居契約書や帳簿等の確認、建物の調査等を行います

※建物及び書類等の適正な管理をお願いします

お問い合わせ

ご不明な点につきましては、下記問い合わせ先までお問い合わせください

福島市役所 都市政策部 住宅政策課 住宅政策係

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL：024-535-1111(内4173) FAX：024-533-0026